

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成 27 年 8 月 13 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市西成区花園南一丁目4番4号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） イズミヤ株式会社 代表取締役 四條晴也
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環境マネジメントシステムの名称	ISO14001	
適用範囲	本社	
導入年月日	2001年 2月28日	
認証番号	ECOJ0256	
基本方針	1、日常の事業活動において、「お客様第一」の考えを基本とし、地域の良き企業市民として行動し、環境保全に努めます。 2、環境マネジメントシステムの運用を通じて継続的改善と汚染の予防に努めます。 3、環境関連の法規制および受け入れを決めた要求事項を順守するとともに自主基準を設定し事業活動を管理します。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	1、グリーン購入 2、地球温暖化防止 3、資源の有効活用 4、廃棄物の削減 5、環境コミュニケーション 6、法律対応	
目標を達成するための取組の内容	1、環境配慮型商品の開発・販売 2、店舗のCO2削減、環境に配慮した設備の導入 3、マイバック持参運動の推進 4、通い箱納品の推進、焼却ゴミの計量による減量化 5、エコ月間の実施、エコ学習会の実施、店舗への啓発 6、食品リサイクル法への対応	
目標を達成するための取組の進捗状況	1、環境配慮型商品としてエコオン商品やスタイルワン商品、プライムワン商品で条件を満たすものを加える。 2、省エネ設備への入替やLED照明の導入 3、エコ値引継続（有料化店舗除く） 4、計量器導入店舗の拡大 5、環境コミュニケーションの拡大 6、堆肥化施設への持込	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	1～6において、順次進めていき、数値目標にたいしてほぼ達成できている。 ただし、環境配慮型商品については、商品の改廃もあり若干上向きの方が難しくなり、食品では維持している状態である。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	1、京都市、京都府地球温暖化対策条例等の各行政の条例対応（大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、東京都等） 2、容器包装リサイクル法の対応（報告と支払） 3、食品リサイクル法の対応（報告） 4、省エネ法の対応	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	店舗のエネルギー削減の為の設備導入や啓発に積極的に取り組んでいる。 環境配慮型商品の見直しにより開発商品の販売額の増加に努める。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。